

WeBe!WiFi 利用規約

本利用規約（以下「本規約」といいます。）は、ABC 株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する通信機器等に関するレンタルサービス「WeBe!WiFi」（以下「本サービス」といいます。）の利用に関し適用されるものとします。

本サービスを利用する利用者は本規約等に同意したものと致します。

第 1 条(定義)

1. 「利用者」とは、本サービスを利用することができるお客様をいいます。
2. 「個別規約」とは、本サービスの利用に関して、当社が別途定める規定又は通知並びに当社と利用者との間の契約をいいます。なお、個別規約には、当社が随時通知又はホームページ上に掲示する条件を含むものとします。
3. 「本規約等」とは、本規約及び個別規約を総称していいます。
4. 「通信機器等」とは、GlocalMe U2S の製品並びにこれらの付属品である USB ケーブル、並びに当社が随時ホームページ上で提示する通信機器等を総称していいます。
5. 「受渡日」とは、宅配便又は郵送による受渡しの場合は通信機器等の到達日をいい、店頭受渡の場合は当該店頭受渡日をいいます。
6. 「利用終了日」とは、宅配便又は郵送による返却の場合はその消印日とし、店頭返却の場合は当該店頭返却日をいいます。

第 2 条(規約の適用)

1. 本規約は、本サービスに関する当社と利用者との間において適用されるものとします。
2. 本規約に定める内容と個別規約に定める内容が異なる場合には、別途当社が明示的に定める場合を除き、個別規約に定める内容が優先して適用されるものとします。
3. 当社は、当社が適当と判断する方法で利用者に通知することにより、本規約等を変更できるものとします。ただし、本規約等の変更内容の詳細については、当社のホームページ上に掲示することにより、利用者への通知に代えることができるものとします。その場合、本規約等の変更に関する通知の日から起算して 1 日以上予告期間をおいて変更後の本規約等が適用されるものとします。

第 3 条 (申込みの手続)

1. 本サービスの利用希望者(以下「利用希望者」といいます。)は、本規約を承認した上で、

当社が指定する手続きに従って、本サービスの利用を申し込むものとし、当社がこれを承諾し、当該手続きが完了した時点で利用者となり、契約が成立するものとしします。

2.未成年の利用希望者は、自らの法定代理人から事前に同意を得た上で、前項に述べる手続きに従って、本サービスの利用を申し込むものとしします。

3.本条第1項及び第2項に定める申し込みについて、利用希望者が以下のいずれかに該当することを当社が確認した場合、当社はその申し込みを承諾しない場合があり、利用希望者は予めこれを了承するものとしします。

- ① 利用申込にあたり、虚偽の記載、誤記、記載漏れ又は入力漏れがあった場合
- ② 過去に本サービスその他当社の提供するサービスの利用資格の停止又は失効を受けた場合
- ③ 過去に本サービスその他当社の提供するサービスの利用に際し、料金の未納、滞納をした場合
- ④ 利用希望者が未成年で、法定代理人の同意を得ていない場合
- ⑤ その他、業務の遂行上又は技術上、支障をきたすと当社が判断した場合

4.通信機器等の通信モードは当社が指定するものとしします。

第4条(利用者の氏名等の変更の届出)

1.利用者は、氏名、住所、電話番号、その他当社への届出内容を変更するときは、直ちに当社所定の変更手続きを行うものとしします。

2.前項の届出がなかったことで、利用者が本サービスの利用不能などの不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとしします。

第5条(本サービスの利用)

1.利用者は、本規約等に従って本サービスを利用するものとしします。

2.利用者は、本サービスと同時に又はこれに関連して当社以外の他社提供の類似サービスを利用する場合であっても、本サービスの利用に関しては、本規約等の内容に従うものとしします。

3.利用者は、本規約等にて明示的に定める場合を除き、利用者による本サービスの利用につき一切の責任を負うものとし、他の利用者、第三者及び当社に何等の迷惑をかけず、かつ損害を与えないものとしします。

4.本サービスの利用に関連して、利用者が他の利用者、第三者若しくは当社に対して損害を与えた場合、又は利用者が他の利用者若しくは第三者との間で紛争が生じた場合、当該利用者は自己の費用と責任でかかる損害を賠償又はかかる紛争を解決するものとし、当社に何等の迷惑をかけず、かつ損害を与えないものとしします。

第6条(レンタル期間)

- 1.通信機器等のレンタル期間は1ヵ月を単位とし、本サービスの申込日から、利用終了日までの間とします。
 - 2.レンタル期間の延長を希望する場合は、事前に当社指定の方法により連絡するものとします。事前の連絡がない場合は当社規定の料金にて自動更新がされるものとします。
 - 3.利用者が第2項に基づく連絡をすることなく、利用終了予定日を過ぎても当社において通信機器等の返却が確認できなかった場合、利用者は当社に対して、端末賠償金10,000円(税抜)もしくは20,000円(税抜)を支払うものとします。(安心サポートの加入状況により金額は異なる。)
- なお、支払方法はクレジットカード決済によるものとします。

第7条(通信機器等の受渡し)

- 1.利用者は、別途当社が指定する方法及び場所にて通信機器等を受け取るものとします。なお、通信機器等の受渡しに係る送料については当社の負担とします。
- 2.天災地変、輸送中の事故又は遅延等当社の責めに帰さない事由により通信機器等を受け渡すことができなかった場合又は受渡しを遅延した場合でも、当社は責任を負わないものとします。

第8条(本サービスの利用料金等)

- 1.本サービスの利用料金その他本サービスの利用にあたって発生する費用(以下「利用料金等」といいます。)は、当社のホームページ上に掲示することとします。
- 2.利用者は、本サービスの利用にあたって、別途当社が定める利用料金等を、当社の定める方法により支払うものとします。
- 3.当社は、当社が適当と判断する方法で利用者に事前に通知することにより、利用料金等及びその支払方法、本サービスの内容を変更することができるものとします。ただし、利用料金等及びその支払方法の変更の詳細については、当社のホームページ上に掲示することにより、利用者への通知に代えることができるものとします。

第9条(延滞利息)

利用者は、本サービスの利用料金その他の債務(延滞利息を除きます)について支払期日を経過してもなおお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払に至るまでの日数について

年 14.6% の割合(年あたりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日あたりの割合とします)で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払うものとします。

第 10 条(通信機器等の滅失毀損等)

- 1.利用者は、通信機器等を当社指定の用法に従い、善良なる管理者の注意をもって使用、管理するものとします。
- 2.利用者は、通信機器等が滅失・毀損した場合又は盗難にあった場合は、直ちにその旨を当社に連絡するものとします。また、通信機器等を滅失・盗難にあった場合、当社へ連絡するまで、不正に利用された通信料等は利用者が支払うものとします。
- 3.第 2 項の場合には、利用者は、当社の責に帰すべきものである場合を除き、通信機器等の再調達代金として、別途当社が定める賠償金を当社に支払うものとします。なお、支払方法はクレジットカード決済によるものとします。

第 11 条(通信機器等の返却)

利用者は、利用終了後に、通信機器等を郵送又は店頭持込により、当社の指定する場所に返却するものとします。なお、通信機器等の返却に係る送料については利用者の負担(但し、店頭返却の場合を除きます。)とします。

第 12 条(補償制度)

- 1.補償制度とは、利用者がレンタル期間中に通信機器等を滅失・毀損及び盗難にあった場合に通信機器等の損害を補償する任意加入の安心サポート制度です。本サービスの申込みの際に、この制度の申込みがあった場合に適用します。
- 2.補償制度利用料及び補償内容については、別途当社ホームページ等により利用者に対し申込時に提示、案内するものとします。
- 3.紛失・盗難の際には、必ず現地警察署または公的機関の証明書を取得し、当社に提示するものとします。

第 13 条(本サービスの提供の制限)

- 1.天災、地変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合、当社の管理する設備若しくはシステムの保守などの定期的に又は緊急に行う場合、あるいは 当社の管理する設備又はシステムの障害その他やむを得ない事由が生じた場合、当社は、自らの判断に

より利用者及び利用者に対する本サービスの提供の全部又は一部を制限することができるものとします。なお、当社は、本項の規定により本サービスの提供を制限する場合、当社が適当と判断する方法で事前に利用者にもその旨を通知又は当社のホームページ上に掲示するものとします。但し、本サービスの提供の制限が緊急に必要な場合、又はやむを得ない事情により通知できない場合には、この限りではないものとします。

2.当社は、本サービスの提供の制限によって生じた利用者及び利用者の損害につき一切の責任を負わないものとします。

第 14 条(契約の解約)

利用者は、契約の解約希望月の 20 日までに当社へ解約申請フォームより申請することにより解約手続きを行うことができます。解約申請後は翌月 10 日までに端末一式のご返却が必要となっております。端末一式に欠品紛失がある場合、および返却期日後のご返却の場合、端末賠償金をご請求させていただきます。

第 15 条(契約の解除)

1.以下の各号の一に該当する場合、当社は、事前に通知することなく、直ちに本サービスに係る契約を解除することができるものとします。なお、本条による解除によっては、当社の利用者に対する損害賠償請求は何ら妨げられないものとします。

- ① 利用者が第 18 条各号に定める禁止行為を行った場合。
- ② 利用者により、本サービスに関する利用料金等の支払債務の履行遅延又は不履行があった場合。
- ③ 利用者が死亡又は清算された場合、その他利用者が権利能力を失った場合。
- ④ 利用者について、破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始その他これらに類似する倒産手続開始の申立てがあった場合
- ⑤ 利用者として不適切又は本サービスの提供に支障があると当社が判断した場合。
- ⑥ 利用者が通信機器等をレンタルしたまま、連絡が取れなくなった場合。
- ⑦ 利用者が本規約等に違反した場合。

2.第 1 項に規定する事由が生じた場合、利用者は、期限の利益を失い、本サービスに関連する当社に対する債務の全額を、当社の指示する方法で一括支払いするものとします。

3.第 1 項第 6 号に基づき、本サービスに係る契約が解除された場合、利用者が通信機器等を紛失したものとみなし、利用者は、本サービスの通常の利用料金に加え、通信機器等の再調達料金として別途定める金額を支払う(なお、支払方法はクレジットカード決済および銀行振込によるものとします。)ものとし、当社は直ちに当該通信機器等に係る通信契約を解約

するものとし、この場合当社から利用者に対する別途の損害賠償請求を妨げないものとし、

4.第 1 項の規定に従い、本サービスに係る契約が解除された場合であっても、当社は、利用者によって既に支払われた本サービスに関する利用料金等を、一切払い戻す義務を負わないものとし、

5.原因の如何を問わず、本サービスに係る契約が終了した場合、利用者は通信機器等を直ちに当社に返却するものとし、返却手続は第 11 条及び当社の別途指定する方法に従うものとし、

第 16 条(契約違約金)

利用者は、ご契約から 3 ヶ月以内のご解約の場合、契約違約金として 9,840 円(税抜)が発生致します。なお、ご契約月はカウントしないものと致します。

第 17 条(禁止事項)

利用者は、本サービスの利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとし、

- ①他の利用者、当社若しくは第三者の財産、プライバシー、著作権、商標権、知的財産権又はその他の権利を害する行為又は害するおそれのある行為
- ②他の利用者、当社若しくは第三者を不当に差別若しくは誹謗中傷・侮辱し、それらの者への不当な差別を助長し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- ③他の利用者、当社若しくは第三者に不利益若しくは損害を与える行為、又は、そのおそれのある行為
- ④他の利用者若しくは第三者の個人情報の譲渡又は譲受にあたる行為、又は、そのおそれのある行為
- ⑤通信機器等への付加物品の取付け、改造、分解、損壊等にあたる行為又は通信機器等の不正使用、取扱説明書に記載されている禁止事項に該当する行為
- ⑥通信機器等を第三者に転貸、譲渡、その他担保に供する等の行為
- ⑦当社が運営する本サービスの運営を妨げる行為、又は、そのおそれのある行為
- ⑧公序良俗に反する行為、又はそのおそれのある行為
- ⑨第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- ⑩法令に違反する行為又は違反のおそれのある行為
- ⑪本規約等に違反する行為

第 18 条(損害賠償)

1.当社が当社の故意又は重過失により、利用者が生じた損害を賠償する場合においては、当

該利用者に現実に生じた損害のうち通常の損害を賠償するものとします。

2.利用者が、本規約等に定める事項に違反したことその他利用者の責めに帰すべき事由により、当社が損害を被った場合には、当該利用者は当社に対して当該損害を賠償する責任を負うものとします。なお、当社が、利用者と第三者との紛争、その他利用者の責に帰すべき事由に起因して費用(弁護士費用、証拠収集費用及びその他の訴訟 遂行上の合理的費用を含みます。)を負担することとなる場合、当社は、その費用を現実に負担が生じる前であっても、損害の一部としてあらかじめ利用者に請求することができるものとします。

3.前項の規定は、法人又はその他の団体が当該法人又はその他の団体に所属する個人を利用者とした場合において、当該個人が本規約等に定める事項に違反したことその他利用者の責めに帰すべき事由により当社が損害を被った場合には、その時点で当該個人が法人又はその他の団体に所属しているか否かに関わらず、当該法人又は当該団体が当該損害を賠償する責任を負うものとします。

第 19 条(個人情報の保護)

1.当社は、本サービスの提供を通じて利用者から取得した個人情報を利用者の同意のない限り、本サービスの目的以外で利用せず、また、漏えい、改変、滅失、毀損しないように厳重に保管するほか、「個人情報の保護に関する法律」の趣旨にしたがって管理するものとします。但し、以下の場合はこの限りではありません。

- ① 利用者本人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、利用者本人の同意を得ることが困難であるとき。
- ② 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、利用者本人の承諾を得ることが困難である場合
- ③ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- ④ 裁判所、警察庁、警察、弁護士会、消費者センター又はこれらに準じた権限を有する機関から個人情報についての開示又は提供を求められた場合
- ⑤ 法令により開示又は提供が許容されている場合

2.個人情報の利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除請求は、利用者本人、法定代理人又は利用者本人が委託した代理人にて行うことができます。開示等の請求は、当社の個人情報保護担当窓口にて受付します。

3.個人情報に関する問合せ先は、以下となります。

ABC 株式会社

個人情報保護管理責任者

電話番号 045-451-5353

第 20 条(反社会勢力の排除)

1.利用者は、当社に対して本サービスの利用申込日及び契約成立日において、利用者(利用者が法人の場合には、利用者の役職員及び出資者(以下「役職員等」といいます))が以下の各号に定める者でないことを表明し保証するものとします。

- ① 暴力団
- ② 暴力団の構成員(準構成員を含む。以下、同様とする)、若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
- ③ 暴力団関係企業又は本条各号に定める者が役職員等の地位にある団体若しくはこれらの団体の構成員
- ④ 総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらの団体の構成員
- ⑤ 前各号に準じるもの

2.利用者は自ら、又は第三者をして以下の各号の何れかに該当する行為及び該当するおそれのある行為を行わないことを誓約するものとします。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動を行い、又は暴力を用いる行為
- ④ 風説の流布、偽計若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
- ⑤ 前各号に準じる行為

3.当社は、本サービスの利用申込み及び利用契約成立後に、利用者において第1項各号に定める表明及び保証事項が虚偽若しくは不正確となる事由が判明若しくは発生し、若しくは発生すると合理的に見込まれる場合、また利用者が前項に定める誓約に違反する事由が判明若しくは発生した場合には、催告・通知その他の手続きを要することなく、直ちに利用契約を解除することができるものとします。

4.本条による解除によっては、当社の利用者に対する損害賠償請求は何ら妨げられないものとします。

5.本条による解除によって利用者に生じた損害、不利益、その他一切の結果について、当社は何ら責任を負わないものとします。

第 21 条(免責)

1.当社は、本サービスの内容、提供及び利用者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性、合法性等いかなる保証も行わないものとします。

2.当社は、通信機器等の利用に何らかの支障があったことにより、利用者が損害等を被った場合、その原因の如何を問わず何らの責任を負わないものとします。

3.当社は、当社の故意又は重過失に基づき、本サービスの利用に関連して利用者に損害が発生した場合は、当社が別途定める範囲においてのみ責任を負います。

4.当社は、利用者が本サービスを利用することにより第三者との間で生じた紛争等に関して一切責任を負いません。

第 22 条(譲渡禁止)

利用者は、本規約等に基づく権利義務の一部又は全部を第三者に譲渡、貸与、又は質入等の担保権の設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。

第 23 条(準拠法)

本規約等に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

第 24 条(合意管轄)

本規約等に関連して生ずる一切の紛争については、当社本店登記地の管轄裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。